

令和5年7月13日

保護者のみなさまへ

名古屋市立本地丘小学校長
徳丸 雅子



「情報モラル啓発資料」の活用について

スマートフォンやタブレット、通信可能なゲーム機が子どもたちにも急速に普及し、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）もたいへん身近になっています。学校においては、これからの情報化社会の中で子どもたちが自らの行動に責任をもつとともに、危険を回避し情報を正しく安全に利用できるようにするため、情報モラル教育を進めています。

ご家庭においても、子どもたちを取り巻く状況をご理解いただきながら、お子様と一緒にインターネットなどへの関わり方を話し合っていたいただきたいと思います、タブレットなどで閲覧できる情報モラル啓発資料を用意しました。ぜひご活用ください。

<閲覧方法>

- 右のQRコードから閲覧ページに入ることができます。



URL : http://www.nagoya-c.ed.jp/ac/joho/johomoral/index_moralkei.html

- 啓発資料は、「保護者用」「児童用（小学生向け）」「生徒用（中高生向け）」があります。必要な場面や実態に合わせて、ご利用ください。
- 資料のタイトルの例（一部）

【保護者用】

- ・ 子どもたちが加害者になってしまう事案について
- ・ インターネットの代表的な3つの特性
- ・ インターネットを介したいじめについて

【児童用(小学生向け)】

- ・ パスワードは大切な情報です
- ・ インターネットの使いすぎに注意しましょう
- ・ インターネット上に悪口を書きこんではいけません

【生徒用(中高生向け)】

- ・ 文字を使ったコミュニケーションの特徴
- ・ インターネット上の「炎上」
- ・ 「デジタルタトゥー」という言葉を知っていますか？ など

※ 参考として、啓発資料の一枚を裏面に印刷しました。

<留意点> 以下の行為はご遠慮ください。

- ・ 学校教育及び家庭教育以外での使用
- ・ 他者への送信
- ・ 一部を加工（切り取り）し、資料等を作成する等の2次利用行為

インターネットを介したいじめについて

スマートフォンなどのインターネット機器の普及に伴い、いじめの形態も変化してきました。いじめを防ぐためには、インターネットを介してどのようないじめが発生しているのか、大人たちが把握しておくことが重要になります。

このような重大ないじめが発生しています

インターネットを介したいじめにはさまざまなものがありますが、中でもよく起こりがちないじめが「名誉棄損に関するもの」「他者を脅迫しているもの」「児童ポルノに関するもの」「他者への嫌がらせ行為」の4つです。

これら4つは犯罪行為に該当する重大ないじめです。このようないじめが発生していないか、インターネット上で目にしたことがないかを、各家庭で子どもに確認し、もしそのような事実があった場合は、すみやかに学校や警察に相談する必要があります。



名誉棄損に関するもの

- ・インターネット上に名前や写真を載せて、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く
- ・実名をあげて、万引きをしているなどと、嘘の情報をインターネット上に書く

児童ポルノに関するもの

- ・自分で性的な写真、動画を撮影させ、他者に送らせる
- ・他の生徒の性的な写真、動画を友だちに送る、SNS上のグループに送信する

他者を脅迫しているもの

- ・本人が知られたくない情報をインターネット上で拡散するとおどす



他者への嫌がらせ行為

- ・嫌がる生徒のスポンを無理矢理脱がせる様子や、悪ふざけと称して殴ったり蹴ったりしている様子を動画で撮影し、SNS上に載せる、または友だちに送る

他にも、他の生徒になりすまして悪口などを書き込んだり、度胸試しやゲームと称して、他の生徒に危険な行為や苦痛に感じる行為をさせ、その様子を撮影した動画をSNS上に載せたりといった事案が発生しています。

インターネット上の投稿はボタン1つで拡散することができます。特にこのような内容の投稿は早いスピードで拡散されて炎上し、行為者・撮影者は誰か探られて、その個人情報を問題の投稿とあわせていろいろなサイトに載せられていきます。そのようにして拡散された情報を後からすべて削除するのはほとんど不可能です。



犯罪に該当するような悪質ないじめは決して許されません。そのような行為をしないことはもちろん、インターネット上にいじめを疑われるような投稿は絶対にしない、させないよう、子どもたちの利用について常に見守っていくことが大切です。